

## 森林の信託性についての序論的考察

○山本 伸幸(森林総研関西)

### 課題と方法

今般の森林・林業再生プランの議論においても同様だが、経営受委託の遙か彼方にあるエル・ドランドとして、森林の信託はしばしば言及される。もちろん周知の通り、森林組合法九条は「組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け」を組合事業の一つに掲げており、僅かながら事例もある。また、2006年の信託法全面改正や金融関連企業の森林問題へのコミットメント増加などの要因もあって、森林信託の言葉を耳にする機会も最近多い。しかしながら、森林の信託性に関する考究は少なく、その森林経営・管理に対する意義などの実像は依然として不鮮明なままである。本報告では、これまでの森林の信託性に関する議論および最近の実例を踏まえ、序論的考察を行うことを課題とする。

### 森林の信託性に関するこれまでの議論

信託の法概念はイギリス衡平法を起源とし、アメリカで商事的色彩を強めつつ発達した。日本では1922年に、英米法のほかドイツ法系の民法体系との調和等も加味し、信託法が制定された<sup>1)</sup>。林業界でもこの時期、森林信託導入の気運が高まりを見せた。その結実の一つが、島田錦蔵の日本森林信託会社法要綱案である<sup>2)</sup>。戦後、1951年森林法は森林組合事業の一つとして、森林の経営を目的とする信託を新たに設けた。この条文は1978年森林組合法にも引き継がれるが、事業実績自体は長らく皆無であった<sup>3)</sup>。はじめて本法に基づく森林経営信託事業が実施されたのは、1987年に森林組合法が改正され、分収造林・育林契約による林業経営、森林レクリエーション事業を目的とした信託が認められたことによる。とはいえ、わずか2組合の実績に止まった<sup>4)</sup>。

### 近年の動きと小括

近年、信託事業に新規着手する森林組合が現れた。その1つである三次地方森林組合の事例では、生産森林組合の信託に際し合同会社を設立するなど新たな試みも見られる。担当者への取材からは、信託による事業の安定性に加え、手続きの透明性の重視が特徴づけられた。本事例は、所有者との信頼関係醸成を前提とするなど、広範な適用に致命的問題は残すが、森林経営信託を商事性格から民事性格、公共性格へと位置づけ直す契機という点で評価できる。かつて島田は「森林財産」の性質解明を信託研究の本旨と定めた。本報告はこの島田の問いへの、現代からの再接近とも言える。

### 引用文献

(1)新井誠・神田秀樹・木南敦編『信託法制の展望』日本評論社、2011年、など、(2)島田錦蔵「森林の信託性に関する二、三の検討」『林學會雑誌』Vol.15-3、1933年、177～186頁、(3)小畑勝裕『森林信託について』地域社会計画センター、1984年、(4)枚田邦宏「森林組合による地域の森林管理に関する研究」『林業経済研究』No.129、1996年、159～164頁

(連絡先:山本 伸幸 n.yamamoto@affrc.go.jp)